

羽咋市公共工事の中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共事業のうち、1件の請負代金額が500万円以上の工事とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(債務負担行為に係る特例)

第3条 前条に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が500万円以上の工事を対象とするものであることとする。この場合において、前条第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前金払を行っている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が500万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。中間前金払の額は10万円単位とし、10万円未満の端数は切り捨てる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 対象工事の請負者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、契約締結後の選択の変更はできないものとする。

(中間前金払の申請等)

第6条 中間前金払の支払を受けようとする請負者は、中間前金払認定申請書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、第2条の要件を満たしているかどうかを審査し、これを妥当と認めるときは、中間前金払認定通知書（様式第4号）により請負者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた請負者が中間前金払を受けようとするときは、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

(中間前金払の使途範囲)

第7条 中間前金払の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(中間前払金の返還)

第8条 中間前金払の支払を受けた請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 当該工事に係る契約が解除されたとき。
- (3) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。